

ペナルティー一覧表(2016年11月～)

項目	点数	備考
張り置き	1	弓を無断で張り置いた際に課す。
私物放置	1+個数	道場を閉める際の私物の放置。[1+個数]のペナルティーを課す。
忘れ物	2+個数	練習に必要なものを忘れた際に課す。[2+個数]のペナルティーを課す。
未提出	2+日数	矢所記録表や的中表の未提出。[2+日数]のペナルティーを課す。
迷惑行為	3	打起し挨拶やみ忘れなどの迷惑行為をした際に課す。
遅刻	3	電車遅延など止むを得ない場合を除く遅刻をした際に課す。 正練開始15分前以降の到着を遅刻とする。
滞納	3+日数	部費など金銭の提出延滞。[3+日数]のペナルティーを課す。
欠席	4	無断欠席や止むを得ない場合を除く欠席をした際に課す。
職務怠慢	4	仕事が怠慢だった際に課す。的掛け遅れ、掃除不十分など。
危険行為	5	安全確認が怠慢だった際に課す。

- ・ 点数×20回の腕立てによって清算すること。
- ・ 20回単位での清算とし、途中で途切れた場合には最初からやり直すこと。
- ・ あまりにも浅い腕立てや雑な腕立ては回数に含めない。
- ・ 1年生の清算の監督は先輩に依頼すること。
- ・ ペナルティーの清算はその月**最後の正練**を期限とする。
- ・ 最後の正練日以降のペナルティーの清算は**翌月5日**を期限とする。
- ・ 期限に間に合わず繰り越した場合は、繰り越した分の**5倍**のペナルティーを課す。
- ・ 繰り越し分のペナルティーの清算は繰り越した**翌月7日**を期限とする。
- ・ 大会や試合等での重大なペナルティーは**3倍**とする。
- ・ 試合前におけるペナルティーの清算延滞は、試合等の**3日前以降**のペナルティーのみ認める。